疑義照会簡易化における合意書

いなべ総合病院（以下「甲」という）と保険薬局名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）は甲の院外処方箋における疑義照会の運用について、乙の保険薬局での患者の待ち時間の短縮および処方医の負担軽減の観点から下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用に関しては、患者の不利益に結びつかないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

【　記　】

①　　院外処方箋における疑義照会の運用について

「院外処方箋における疑義照会簡易化プロトコル」（様式-5）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への合意の確認を不要とする。また、別紙の事項に関して合意した内容は遵守する。

（参考）薬剤師法 23 条

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の合意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

②　　運用開始について

合意書締結日からの運用開始とする。

③　　合意の解除および合意内容の変更について

合意の解除および合意内容の変更については、甲と乙が必要に応じて協議する。

＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

甲：名称　　三重北医療センター　いなべ総合病院
　　住所　　三重県いなべ市北勢町阿下喜 771
　　代表者　　病院長　相田　直隆

乙：名称
　　住所
　　代表者